

令和5年度(2023年度)第70回熊本県環境審議会 議事録要旨

日時：令和6年(2024年)3月21日(木)午前10時～午前12時まで

場所：熊本県庁防災センター2階 201会議室

出席委員： 別添名簿のとおり

欠席委員： 迫田芳生委員、 中野祐子委員、 植田圭治委員、
松浦ゆかり委員、 早田順一委員、 草村大成委員

次 第

1 開 会

2 事務局挨拶

3 議 事

(1) 審議事項

ア 「第33回くまもと環境賞」被表彰者の選考について

(2) 報告事項

ア 第六次熊本県環境基本計画の取組状況について

イ 地下水の涵養の促進に関する指針(地下水涵養指針)等の改正について

ウ 熊本県環境影響評価条例等の改正について

エ 令和6年度(2024年度)公共用水域及び地下水の水質測定計画について

オ 地下水中の硝酸性窒素対策に関する熊本県基本計画について

カ 水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく上乘せ排水基準(大腸菌群数)等の見直しについて

キ 鞍岳鳥獣保護区鞍岳特別保護地区の指定について

ク 人吉・紅取鳥獣保護区人吉・紅取特別保護地区の指定について

ケ 温泉掘削等の許可について

4 閉 会

審議事項ア 「第33回くまもと環境賞」被表彰候補者の選考について

熊本県情報公開条例第7条及び審議会等の会議の公開に関する指針第3の規程により非公開

報告事項ア 第六次熊本環境基本計画の取組状況について

(資料2に基づき、事務局より説明)

(坂上委員)

目標番号の13について、イノシシによる農作物被害額だが、令和5年度の取組状況の課題・今後の取組の方向性の中で、平成4年度から平成8年度の平均被害額が1億5000万円以下とあるが、これは令和の誤りか。

(自然保護課)

これは、令和ではなく平成でよい。平成4～8年度が1億5000万円程度の被害額であった。そこを目標として設定しており、この表示は正しいものである。

(坂上委員)

令和4年度の実績額が2億8500万円となっているが、非常に金額が上がっている。理由は何か教えていただきたい。

(自然保護課)

イノシシの頭数が増えていることが要因だと考える。また、農作物の種類により単価が異なるため、その辺りも関係しているのではないかと思われる。引き続き、有害鳥獣捕獲の推進や、それに関する規制緩和を行うとともに、捕獲従事者の育成にも努めてまいりたい。

(皆川委員)

2点質問したい。環境目標の令和7年度の目標に括弧書きで年度が記載してあるものがある。括弧の中の年度がそれぞれ違っているが、それについて補足説明をお願いしたい。

また、計画の目標設定について、31個設定されているが、今後もこれで継続するのかまたは見直される予定か。

(環境立県推進課)

1点目の目標設定については、個別の別の計画の目標を、当該環境基本計画の目標として設定しているものについては、もとの計画の計画期間、目標年次との関係で、このような形になっている。

また、目標設定の項目数については、計画策定時にもっと増やすことも検討したが、目標としての設定が難しいものもあった。現在、計画期間の半ばまで来ており、次期計画を検討するタイミングが近づいているため、その検討の中で、項目数の増についても検討していきたいと考えている。

(皆川委員)

もう少し項目がないと実現できないのではないかと思う。例えば生物多様性の保全等もそうだが、他県ではもう少し多いと思われる。熊本県はちょっと少ない印象を受けたので、他県の取組み等も参考にしていきたい。

(川井委員)

この表のタイトルが実施計画評価表となっている。実施計画についてはわかるが、表の中で評価ということが出てこないが、いかがか。

(環境立県推進課)

表題と中身の整合性について十分整理できていなかった。

最終的な評価と、今の取組状況の報告の段階ということと、分かれていくのかと思うが、最終結果が近づいてくる段階にもなってくるので、取組み状況と評価について、今後整理したいと考える。

(川井委員)

たぶん達成できないものが多いと思われる。県がその取組みを達成するというものではなく、県民が達成するものだと思う。まだこのような状況だという啓発の意味もあり、達成度がどれくらいかというものを示し続けていくというのが、県の役割ではないか。

具体的なところでは、目標番号5の一般廃棄物の排出量の取組みでは、ごみの分別などがあるが、例えば燃やすごみとリサイクルとして出されたごみの平均量を指標にするとか。削減された度合いを測るような指標があれば良いのではないか。

(嶋田会長)

今、計画期間のちょうど真ん中あたりだろうと思うが、ここで必要な見直しを行い、その到達目標に到達できるような、新たな施策を打つとか。取組みの指標になるものは、やはり現時点の評価が要るのではないかと思う。そういう意味では、検討いただければと思う。

(高宮委員)

表の右から2列目に関連計画及び計画期間があるが、書いてあるものと書いてないものがあるが、空白のところは、そういう施策はなにもなく決めているということか。

(環境立県推進課)

例えば、目標番号1であるが、これはこの計画で定めている指標である。個別に確認が必要であるが、何らかのデータがあるものと、この環境基本計画を策定する中で、このような指標を個別に設定したものであるという取扱いの違いであると思われる。

(柳瀬委員)

目標番号5、6番について、これはお願いでもあるが、第五次熊本県廃棄物処理計画が令和3年年度から令和7年度までとなっているが、半導体関係の企業が大規模に入ってくるので、人口が増加し、一般廃棄物もかなり増えると思われる。目標が達成できるかどうかというのがあるので、半導体企業関係のごみの発生状況などは注目して見ていただければと思う。また、産業が集積するため、産業廃棄物が同時に増える可能性があるほか、このようなIC関係であれば、非常に気密性の高い産業廃棄物が出てくる可能性がある。以前、産業廃棄物について、中の物を調べられたら困るということで、5年間自社内で保管してから出すという話を聞いたことがある。そういう気密関係の産廃などもあるので、I

C 関係に絡む一般廃棄物、産業廃棄物の推移は、今後様子を見ていただいた方が良いのではないかと。

また、高濃度 PCB 廃棄物について、JESCO が終了するため、九州は 3 月で終わりの予定。資料 2 の評価表にも出てこないが、この計画の中では終わっているという判断でよろしいか。

(循環社会推進課)

次期廃棄物処理計画に向けて、新年度から調査を開始する予定であるので、ご指摘いただいた点を十分考慮しながら検討して参りたい。PCB 関係については、昨年度 PCB の県の PCB 処理計画を改定したことを御報告したが、そもそも当該環境基本計画に目標管理の指標はない。現状としては、北九州での方で処理が終わったが、その後も 2, 3 件ほど見ついている。全国のどこかの施設で処理されるのではないかとと思われるが、継続保管を指導するよう国から通知が来ているので、そのように指導しているところ。

(嶋田会長)

私から 2 点ほど。今の半導体企業関係で、今回の実施計画が成り立たなくなるのではないかと。ごみの問題もあるが、地下水の採取量についても、到達できなくなると思われる。今中間段階なので、どう考えていくのか或いはどう対策していくのかをこの計画表の計画の中できちんとコメントできるような状態を作っておいた方がいいのではないかと。

もう 1 点、別の質問であるが、項目 8 の間伐の実施面積がずっと減っている。目標に対し、だんだん減っているのは、特定の原因があると思うが、このままで良いのか。

(森林整備課)

間伐の面積の減少の件について、今、人工林の約 8 割が 4 5 年生以上の主伐期に達している森林となっている。ウッドショックなどの影響で、主伐面積が増えており、その分、間伐面積がどんどん減少している状態である。次期「森林・林業・木材産業基本計画」の検討の中で、目標面積の見直しを検討しているところ。対象林である 4 5 年生以下の人工林が 2 割しかない状態であるが、その面積については、きちんと間伐ができるよう推進していきたいと考える。

(嶋田会長)

間伐はできないが主伐で森林はきちんと維持されている、プレカットされているので、洪水制御の意味で間伐は必要だろうと思うが、その辺りが大丈夫かなと思ってお聞きしたところ。そういう意味では、数字が減っているというのは大きな問題にならないということか。

(森林整備課)

主伐が終わったら、再造林も行っている。

(嶋田会長)

主伐がどれくらい増えたかがわかるよう、何かコメントしていただけると良い。間伐が減っているのはそれほど問題がないというのは、逆に読み取れると思うので、ぜひその辺のコメントについて検討を。

報告事項イ 地下水の涵養の促進に関する指針(地下水涵養指針)等の改正について

(資料3に基づき、事務局より説明)

(嶋田会長)

これはもう既に施行されているのか。

(環境立県推進課)

企業の進出が始まっており、昨年の10月に見直しを行った。

(川井委員)

採取量を満たすためには、どういう手段で、どういう涵養をすればよいのか。例えば水田に水を貯める場合、これだけ使うのであれば、このくらい長くかかるとか、そういうものを参考までに教えていただければ。

(環境立県推進課)

地下水涵養指針の中で、一般的な田んぼでこういう取組みを行うと、どれぐらいの涵養になるという目安は示している。ただ、田んぼの場所により涵養量は変わってくるので、例えば、菊池郡の天津町で大規模な地下水の冬期湛水を始められたが、実際に水がどのくらい浸透するかの調査について、東海大学の先生に行っていたが、個別の数字も抑えながら涵養量を把握していくという形になっている。

(川井委員)

JASMの工場ができたが、このためにどれだけの手段を打っているというのは例としてあるか。

(環境立県推進課)

今年度については、取水量の何倍かの涵養量をされていると聞いている。

(川井委員)

10割というだけでは、内輪でしかわからないものであり、こうしたものを県で確認されると思うが、例えば、この工場はこれだけのことをやっている、10割の涵養は到底無理なものではないということを示して行かれたら良いのではないか。

(中田委員)

2点お伺いしたい。半導体の事業者は恐らく、どのぐらいの面積の田んぼに涵養したら、自分のところを使っている地下水量の10割になるのかわからない。当然、農業に精通しているわけでもないため、その辺りは県とよく意見をすり合わせて、これだけ使うのなら、この面積が必要というようなサジェスチョンを県がされるということか。

(環境立県推進課)

具体的に相談を受けるという段階になれば、具体的なところでの涵養量が大丈夫かというところをしっかりと審査する。

(中田委員)

結局、どのようにチェックするのかということになるが、チェックの主体は県か。この企業は、これだけの面積で涵養しているから大丈夫だと、その辺りを県がチェックするということか。

(環境理研推進課長)

地下水採取の許可をする段階で、涵養計画について出してもらうので、その内容が何らかのしっかりした裏付けがあるかという観点で見させていただく。

(中田委員)

もう1点、2ページの江津湖の例であるが、平成16年から水位が上がっているという傾向で、細かく見ると平成28年度からその上がり幅が大きくなっている。その年は熊本地震が起きたが、地震の影響というのが見られるのか。県で、その要因というのはいどのあたりまで把握されているのかお聞きしたい。

(環境立県推進課)

私が知っている範囲では、地下水財団の事業の中で湧水量の増加要因について確認を行っている。江津湖以外でも、宇土の轟水源でも熊本地震以降、かなり湧水量が増えている。

(嶋田会長)

今、熊本大学の学生が卒論などで検討している。明らかに地震の影響が顕著に出ているようである。

報告事項ウ 熊本県環境影響評価条例等の改正について

(資料4に基づき、事務局より説明)

質疑なし。

報告事項工 令和6年度（2024年度）公共用水域及び地下水の水質測定計画について

（資料5に基づき、事務局より説明）

質疑なし。

報告事項オ 地下水中の硝酸性窒素対策に関する熊本県基本計画について

（資料6に基づき、事務局より説明）

（柳瀬委員）

資料6 - 表1（3）の取組み内容の設定のところであるが、各市町村が取り組む内容として～が示されている。今般、地下水の涵養指針が出たが、涵養の取組みについては項目として必要ないのかお聞きしたい。

また、涵養による地下水の水質への影響に関する対策や、地下水の測定地点について、そういう場所に重点をおかれているのか教えていただきたい。

（環境保全課）

今回の地下水中の硝酸性窒素対策については、水の質に関するものであり、水の量に関するものについては、取組みの内容には入れていない。量が増えれば、薄まるという効果は期待できると思うが、まずは水の質そのものの改善に向けて取り組んでいく。これは、あくまでも県のランドデザインであるので、狙いとしては、市町村がそれぞれの状況に応じて個別の計画を策定していただきたいと考えている。その中で、涵養による希釈の効果というものが内容として入ってくるのであれば、県としても助言していきたいと考える。

また、涵養等に伴う水質の影響についての質問であるが、涵養が開始されて以降、その周辺の地下水等で県のモニタリングも行っているが、基本的に涵養に伴う水質変化については認められていない状況である。

（皆川委員）

同じ資料の6 - について、左側の図に取組推進区域の設定という場所があるが、図表の赤の点が、測定点ということか。

（環境保全課）

井戸の地点である。取組推進区域の設定をもとに、各市町村が計画を立てるというイメージ図になる。

（皆川委員）

地下水の地点、測定点について、基本的にたぶんそのバッファーで何キロとか囲って

いると思うが、その地点だけの対応ではまずいのではないか。地点がないだけで、対策をしなくていいということではないと思う。地下水の測定点の周辺だけ対策を取るイメージになってしまう懸念があるので、エリア全体での対策について検討された方が良いのではないか。

(環境保全課)

決してこのエリア外は対応しなくてよいということではなく、全般的に取組みを進めていくが、今回指定をした区域というのは、飲み水としてのリスクがあるところなので、真っ先に取組むべき優先度合いということ。

(黒田委員)

同じ資料の左側の取組推進市町村等の設定の地図についての質問であるが、ぱっと見た感じ、取組推進市町村が県北部分に集中しているように思われる。これについて、なにか要因については把握されているのか。

(環境保全課)

県北の方が多いのではないかという点について、確かにそのようになっていると思う。硝酸性窒素の濃度が上がる要因として、1つは生活用水、2点目は農業での施肥、3点目は畜産による家畜の排せつ物で、その辺りの処理にまつわるものが主な要因である。3つのうち後者2つについては、県北の方で量が多いというのが背景にあると思われる。先程も説明したが、飲用のリスクという観点で区分けをしているため、緑色のところについても実際に対象となるような濃度の井戸がないわけではないが、ただ、飲用として使われていないということで、このような区分けになっている。

また、赤色の区域の設定の仕方については、そのようなリスクがあると考える井戸の半径1キロを円として、それが重なる場合は、このような重なった形でエリアを設定している。

(皆川委員)

熊本市が対象外であるが、例えば北部の方であれば植木方面で濃度が高いエリアがあるが、その辺は、地下水が飲用として使われていないという観点で設定され、対象外となっているものかお聞きしたい。

(環境保全課)

熊本市については、以前から独自の計画でされているので、熊本市以外のエリアを対象としている。

報告事項力 水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく上乗せ排水基準(大腸菌群数)等の見直しについて

(資料7に基づき、事務局より説明)

質疑なし

報告事項キ 鞍岳鳥獣保護区鞍岳特別保護地区の指定について

(資料8に基づき、事務局より説明)

質疑なし

報告事項ク 人吉・紅取鳥獣保護区人吉・紅取特別保護地区の指定について

(資料9に基づき、事務局より説明)

質疑なし

報告事項ケ 温泉掘削等の許可について

(資料10に基づき、事務局より説明)

質疑なし